

木材利用の意義等を表すロゴマークの使用及び管理に関する規程

林野庁が著作権を有するロゴマーク「Japan Wood Label(以下「JWL」という。)」及び「Wood Carbon Label(以下「WCL」という。)」の使用及び管理について、次のとおり定める。

1. ロゴマークの目的

木材、特に国産材の利用拡大に向けた環境整備の取組として、国民、企業や団体が、個々の建築物や製品等(以下「建築物等」という。)における国産材の使用状況や当該木材使用量による意義や効果を簡便に把握できるようにすることが有用である。

このため、林野庁は、これらを統一的に表示する取組を普及するため、JWL及びWCL(以下「ロゴマーク」という。)を定めたところである。建築物等に共通のマークとして適用されることで、企業等の取組を国民が容易に把握し、更なる企業等の取組を促進することにつながることを目指す。

2. ロゴマークの用途

JWLは、国産材を利用した建築物等の施工・生産・販売を行う事業者が、消費者等に対して、個々の物件や製品、建築プラン等について国産材を利用していることをPRするため、及び国産材利用の意義等を普及啓発するために使用するものである。

WCLは、木材を利用した建築物等の施工・生産・販売を行う事業者が、消費者等に対して、個々の物件や製品、建築プラン等について、その木材利用による炭素貯蔵の効果等をPRするため、及び木材利用の意義等を普及啓発するために使用するものである。

3. ロゴマークの著作権

著作権は、林野庁に帰属する。

4. ロゴマークの使用者

ロゴマークは、林野庁をはじめとした国の機関のほか、5及び6の規定により林野庁から認定され、7に定めるロゴマークの使用について運用及び管理を行う団体(以下「管理団体」という。)において使用するものとする。また、管理団体からロゴマーク使用することについて承認を受けた団体、法人や個人(以下「承認使用者」という。)についても使用できるものとする。

なお、ロゴマークの趣旨に鑑み、全国においてロゴマークの統一的な展開を図るため、林野庁は、最も適当な一つの管理団体を認定するものとする。

5. 管理団体の要件

管理団体は、建築物等に係る事業者による、ロゴマークを用いた木材利用の意義の統一的な表出を促すため、次の①から④まで全てを満たすものとする。

- ① 法人格を有する団体であること
- ② 余剰金の配分を行うものでないこと
- ③ 国産材や木材の利用意義等に関し、広く普及が出来るものであること
- ④ 建築物等の施工・生産・販売等を行う事業者(以下「対象事業者等」という。)について広く繋がりを有するものであること

6. 管理団体の申請及び認定

- (1) 管理団体として認定を希望するものは、「様式1」により木材利用課長に申請するものとする。
- (2) 木材利用課長は、内容を審査の上、申請者を管理団体として認定する時は、「様式2」により申請者に通知するものとする。
- (3) 木材利用課長は、管理団体に対し、必要に応じて条件を付することができるものとする。

7. 管理団体の実施事項

管理団体は、本規程に基づき、ロゴマークの使用に係る運用及び管理に関し、次の(1)から(5)までを行うものとする。

- (1) ロゴマークの使用に係る運用及び管理に関し、使用基準や承認使用者の責務等の運用に係る規程（以下「運用規程」という。）を策定し、公表することとし、策定に当たっては、木材利用課長の了解を得ること
- (2) ロゴマークの使用に関し、JWL及びWCLの大きさ、色や表出方法等に係るガイドラインを策定し、公表することとし、策定に当たっては、木材利用課長の了解を得ること
- (3) 全国の対象事業者等に対しロゴマークの使用を促すとともに、消費者に対しロゴマークの認知を高める普及啓発を行うこと
- (4) ロゴマークの使用を申請する事業者等について、(1)に定める運用規程に基づき、使用目的、使用箇所等を確認し、当該事業者等によるロゴマークの使用の是非を判断し、その結果を申請者に通知すること
- (5) 管理団体が、使用者として団体を承認するときは、当該承認使用者である団体に対して、(1)及び(2)に相当する規程等の策定を求めること

8. ロゴマークの図柄等

- (1) デザイン、色及び縦・横の比率は、図1及び図2のとおりとする。

図1



Japan Wood Label

図2



Wood Carbon Label

- (2) 管理団体は、ロゴマークを改変して使用すること及び使用させることはできない。
- (3) 管理団体は、図柄に係らない範囲で、周囲に文字を表記すること及び表記させることができる。
- (4) 管理団体が(3)により表記する文字は、木材利用課長の了解を得たものに限る。

9. 管理団体の責務等

- (1) 管理団体は、毎年度のロゴマークの使用実績として承認使用者による使用先数を翌年度の6月末までに木材利用課長に報告するものとする。
- (2) 管理団体は、ロゴマークの運用・管理において、ロゴマークの適正な使用や普及のために必要な経費に関しロゴマークの発行手数料等を徴収することについては、妨げられない。
- (3) (2)に定める手数料等を徴収した場合には、当該経理の結果についても(1)と併せて木材利用課長に報告するものとする。
- (4) 管理団体は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに木材利用課長に通知するものとする。
- (5) 管理団体は、第三者との係争、審判、訴訟等について林野庁と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用のうち管理団体の責任により生じた額については、管理団体が負担するものとする。

10. 使用申請の除外

国の機関がロゴマークを使用する時は、使用申請及び許諾の手続を省略することができる。

11. ロゴマークの表示条件

JWL及びWCLは、建築物等について国産材を使用している場合に限り用いるものとする。

WCLは、林野庁が別途定める「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に示した方法によって、建築物等に係る炭素貯蔵量を算定していると認められる場合に限り用いるものとする。WCLは、炭素貯蔵量の算定結果又はそれを掲載したウェブサイトのURL等と併せて表示することにより、消費者等が算定結果を容易に確認できるようにするものとする。

12. ロゴマークの使用料等

国の機関及び管理団体がロゴマークを使用する際は、林野庁に対する使用料の支払いは無償とする。

13. ロゴマークの不正使用の禁止

次の各項のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること
- (2) 公序良俗に反するものに使用すること
- (3) 法令・規則などに違反するものに使用すること
- (4) 本規程に反して使用すること

14. ロゴマークの不正使用に対する措置

管理団体が、本規程に反し不正にロゴマークの使用や承認等を行った時は、木材利用課長は、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- 一 警告
- 二 使用認定取消し
- 三 団体名公表
- 四 訴訟

15. ロゴマークの使用期間

管理団体による使用期間は、5年間とし、更新は妨げないものとする。

16. 本規程の解釈その他の疑義

本規程の解釈その他の疑義は、木材利用課長が決定する。

17. 施行月日

本規程は、令和6年5月1日から施行する。

【様式1】
年 月 日

林野庁林政部
木材利用課長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

Japan Wood Label 及び Carbon Wood Label の管理団体の認定に係る申請について

「木材利用の意義等を表すロゴマークの使用及び管理に関する規程（以下「規程」という。）」の6に基づき、Japan Wood Label 及び Carbon Wood Label について、下記により申請します。

記

- 1 申請者は、規程の5に定める要件について以下により満たしている。
 - ① 営利活動を行うものではない
 - ② 国産材や木材の利用意義等に関し、広く普及が出来る
 - ③ 住宅その他の建築物や製品等の施工・生産・販売等を行う事業者について広く繋がりを有している
- 2 申請者は、規程の7及び9に定める事項に関し、以下のとおり行うこととしている。
 - ① 運用規程の策定について
 - ② ガイドラインの策定について
 - ③ 普及啓発について
 - ④ 承認と通知の体制について
 - ⑤ 団体に対する承認の考え方について
 - ⑥ ロゴマークの使用実績の集約の考え方について

以上

【様式2】
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名

殿

林野庁林政部
木材利用課長

Japan Wood Label 及び Carbon Wood Label の管理団体の認定について

「木材利用の意義等を表すロゴマークの使用及び管理に関する規程（以下、「規程」という。）」に基づき、Japan Wood Label 及び Carbon Wood Label の使用について運用及び管理を行う団体として、貴〇〇を認定します。

担当：林野庁木材利用課消費対策班
電話：03-6744-2298